附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

○国土交通省告示第七百五十六号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後				改正前			
別表				別表			
補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
	種類	構造又は用途細目			種類	構造又は用途細目	
（略）	（略）			（略）	（略）		
鉄道施設災害復旧費補助金				鉄道施設災害復旧費補助金			
鉄道施設災害復旧事業費補助				（新設）			
（略）				（略）			
地方空港受入環境整備事業費補助金				地方空港受入環境整備事業費補助金			
旅行環境整備事業費補助金				（新設）			
訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金				（新設）			
（略）				（略）			

（略）				（略）			
旅館用、ホテル用又は病院用のもの			一五年	（新設）			（新設）
（略）			（略）	（略）			（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成三十年度の予算に係る補助金等から適用する。ただし、平成二十九年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百五十七号

成田国際空港の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年六月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

二　変更しようとする事項（変更前の事項については、平成二十九年国土交通省告示第百八十五号を参照）

空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

三　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成三十五年一月三十一日

（注）空港の範囲を示す詳細図を千葉県庁、成田市役所、多古町役場、芝山町役場及び東京航空局成田空港事務所において縦覧に供する。